


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	鈴木 菜穂美	
件名	東大和市開発事業基準の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市道路線の認定外道路に関する取扱要綱		
	部課機関	都市建設部土木課		
1. 要 旨				
(1) 主な改正内容及び改正理由				
ア 道路に関する規定 (第10の2の追加)				
東大和市道路線の認定外道路に関する取扱要綱の改正に伴い、セットバックにより道路として整備した敷地及び新設された道路の管理者について定めるため、改正する。				
・東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱第3条第1項及び第2項に掲げる路線の認定条件を満たしている道路の管理者は、市とする。				
・上記以外の道路の管理者は、開発事業者とする。				
イ 集合住宅の駐車場及び駐輪場の整備に関する規定 (第18及び第19の改正)				
実態に即して、集合住宅の駐車場、駐輪場の整備に関する内容を整理するために改正する。なお、設置台数については次のとおり。				
	住戸の種類	駐車場	駐輪場	
	ファミリー形式住戸	計画戸数の100%+荷捌きスペース	計画戸数の200%	
	ワンルーム形式住戸	計画戸数の50%+荷捌きスペース	計画戸数の100%	
ウ ワンルーム形式住戸を有する集合住宅に関する規定 (第25)				
上記イのとおり集合住宅の駐車場、駐輪場の整備に関する内容の整理に伴い改正する。				
また、20戸以上のワンルーム形式住戸を有する集合住宅を建築しようとする場合には、計画戸数の20%以上をファミリー形式住戸として設置を求めるように改正する。				
(2) 施行日				
令和3年7月1日から施行する。				
(3) 影響及び効果				
公共性の高い通り抜け道路の新設など、良好な市街地の形成及び計画的な街づくりに資することができる。				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
文書課において審査済み。				
3. 留意事項 (問題点等)				
令和3年7月1日以降に東大和市街づくり条例 (平成22年条例第17号) 第25条第1項の規定による届出があった開発事業から適用する。				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。